



HIROSHIMA BAR ASSOCIATION

広島弁護士会

なやんだら 相談しんさい 頼りんさい

# 憲法って なんだろう？

広島弁護士会では、市民のみなさまに対し、憲法を学ぶ機会が提供できないかと考え、2016年1月から、憲法の基本的な事柄や、最近の憲法問題を絡めた市民向け憲法講座を実施してきました。この講座が好評であり、引き続き講座も受講者に支えられてきました。

新型コロナウイルスの影響で、一時中断しておりましたが、この講座の継続を願う市民のみなさまからの熱いご要望を受け、第20弾（第55回・第56回・57回・58回）を実施することにしました。

この機会に、是非ご参加ください。



第55回 2024.2.3 (土)

死刑制度と憲法～袴田事件から～

講師：依田有樹恵 弁護士

第56回 2024.3.16 (土)

性的マイノリティ（LGBT等）をめぐる憲法問題

講師：工藤勇行 弁護士

第57回 2024.4.13 (土)

憲法と政治への参加

講師：中村健太 弁護士

第58回 2024.5.18 (土)

勤労の権利・義務とメンタルヘルス

講師：加藤健一郎 弁護士

- ◆ 時間はいずれも 13:30 ~ 15:00
- ◆ 参加費無料 事前の申込はいりません
- ◆ 会場 広島弁護士会館 2階 大会議室

主催 広島弁護士会

広島市中区上八丁堀 2-73 広島弁護士会館 (082) 228-0230

広島弁護士会

